

令和6年度 第2回 金沢市入札制度評価委員会の審議概要

開催日及び場所		令和6年8月19日(月) 金沢市第一本庁舎7階 第1委員会室	
委員 (委員数5名) (出席数5名)		委員長 栗田 真人(弁護士) 委員 深田 宰史(金沢大学教授) 委員 舟橋 秀明(金沢大学准教授) 委員 西村 督(金沢工業大学教授) 委員 古谷 まゆみ(公認会計士)	
次 第		1 開会 2 審議案件 (1) 工事に係る入札・契約手続きの運用状況等 ア 令和6年度発注工事について イ 発注工事に係る平均落札率について ウ 工事成績評定について エ 入札参加資格停止の運用状況について オ 談合情報への対応状況について (2) 委託業務に係る入札・契約手続きの運用状況等 ア 令和6年度発注業務について イ 委託業務に係る平均落札率について ウ 業務成績評定について (3) 変動型最低制限価格制度に起因すると推察される入札不調対策の実施状況について (4) 委員があらかじめ抽出した案件に係る業者選考等の経緯 (令和6年4月1日から令和6年6月30日) 3 閉会	
抽出案件		5件	
工事	制約付き一般競争入札	2件	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度 明成小学校マンホールトイレシステム設置工事</li> <li>金沢駅東広場木質化整備工事</li> </ul>
	随意契約	1件	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業局庁舎エレベーター改修工事</li> </ul>
委託	制約付き一般競争入札	1件	<ul style="list-style-type: none"> <li>森と市民をつなぐ拠点施設整備工事(建築工事)実施設計業務委託</li> </ul>
	指名競争入札	1件	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑住宅G5棟・G6棟・G7棟解体工事实施設計業務委託</li> </ul>
審議内容		別紙のとおり	
委員会による報告 又は意見の具申		令和6年度第1四半期の発注工事等に係る入札・契約手続きの運用については、適正に行われていると判断する。	

(お問合せ) 〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号  
 金沢市総務局監理課 工事契約係  
 電話:076-220-2101

委員からの意見は、概ね次のとおりであった。  
 令和6年4月から7月末までの発注工事等に係る入札契約手続きの運用及び業者選考等は適切であることを確認した。  
 今後とも国や県・中核市等の動向を注視し、制度の検証を進めるとともに、随時適切に対応してほしい。  
 また、変動型の最低制限価格制度については、引き続き、適宜その検証を進め、今後もその検証結果について報告してほしい。

意見の詳細は、次のとおり。

## 質 疑 ・ 意 見

## 応 答

## 1 変動型最低制限価格制度に起因すると推察される入札不調対策について

- 上下0.1%の変動幅の範囲内であれば有効にしたということだが、7月末までの実績で有効または不調になったケースはあったのか。

・ 下位の0.1%の範囲内に収まる入札金額があったため、0.1%を超えて下回り入札不調となる案件はなかった。

## 2 委託業務に係る入札・契約手続きの運用状況等

- 成績評定が80点以上だと優良表彰の対象になるとの記載があるが、この2年間で80点を超える案件がないことから、設計業務で80点を超えるのはハードルが高いということか。

・ 確かに工事よりも点数は低い傾向にあるが、令和5年度全体で見れば80点を超える案件もあったことから、出にくいものとは捉えていない。

## 3 委員があらかじめ抽出した案件に係る業者選考等の経緯について

## 令和6年度 明成小学校マンホールトイレシステム設置工事

- 入札結果として落札率が高く、応札業者も4者と少ない状況となっており、求める施工実績により参加可能業者が絞られすぎているのではないかと感じられたが、施工実績はどのような考え方で設定しているのか。また、実績として求める金額や件数は案件ごとに変えているのか。

・ 施工実績については、本市における下水道管築造工事の下請実績を求めるものであり、元請実績を有しない事業者にも入札参加の門戸を開き、入札の競争性を高めるといった趣旨で設定しているものである。下請実績については、下水道管は自然流下により汚水を排除するものであり、管工事に際しては管勾配の管理に一定の技術や経験が必要となるため、工事品質確保の観点から、元請実績又は下請実績を実績要件として設定することが必要と考えている。なお、実績で求める件数については、常に同じ設定をしているが、金額については、土木の等級に応じて変更している。

参加資格要件の工事成績は過去2年間平均65点以上となっているが、成績評定の資料では65点を下回る実績はないため、平均を65点より上げるべきではないか。

工事成績評点は65点未満だとマイナス評価となり、マイナス評価になるような事業者については参加資格を認めないという考えからこの基準を設定しており、65点以上であれば標準的な施工能力を有していることの確認が可能であるとと考えている。

## 金沢駅東広場木質化整備工事

- 参加可能業者に比べ、参加者が少ない状況となっているが、その要因として考えられることは何か。

・ 本工事は金沢駅東広場内での施工であり、他施設の工事に比べ、不特定多数の駅利用者への配慮が必要になるとともに、不特定多数の利用者が多いため、現場での搬入や施工時間に制約があることから、参加を敬遠したものと推察している。

## 企業局庁舎エレベーター改修工事

- 工事内容の図からは全面的な改修に見えるので、競争入札により新しいものを設置するという検討も行ったのか。また、安全性や機能面から考えると、新しいものを設置したほうがよかったのではないか。

本工事は既設のエレベーターを構成する籠室、ガイドレール、つり合いおもり等を残したまま、機械室内の制御盤や巻き上げ機の更新、籠室や乗り場のバリアフリー化やドアの更新、地震時の管制運転装置の追加、扉が開いた状態での籠室の昇降を防止する安全機能の追加などを行うものである。こうしたことから、既設のエレベーターを全面的に撤去し更新するのではなく、あくまでも部分的な機器更新等を行うものであることから、今回随意契約を選択したものである。また、新設した場合との工事費の比較については、新設となると既設のエレベーターそのものを建物から撤去する必要があるため、撤去費用が高額となるため、工事費としては今回よりも倍の金額となる。

## 森と市民をつなぐ拠点施設整備工事（建築工事）実施設計業務委託

- 委託の案件はランダム係数が掛からないため、通常であれば失格者は少ないと思われるが、今回の案件は失格者が多くなっていることから、設計設定の特性や背景について教えてほしい。

・ まず設計の内容については、今回事業者からの見積りは採用しておらず、市の積算ルールどおりに設計をしていることから、特殊な条件はなかったと考えている。また、最低制限価格未満での失格が多い理由としては、今回の業務は本市の重点的な事業である森と市民をつなぐ拠点施設整備の設計であり、この事業のシンボリックな施設であることから、入札に参加した事業者の受注意欲が高く、最低制限価格付近で応札したため、失格が多くなったものと推察している。

## 緑住宅G5棟・G6棟・G7棟解体工事実施設計業務委託

- 指名した10者のうち6者が辞退し、応札した4者のうち3者が予定価格と同額で入札しており、落札率も高いものとなっているが、辞退が多い理由及びこのような状態の解消に向けた取り組みがあれば教えてほしい。

・ 6者の辞退理由は期限内の履行や技術者の配置が困難といったものであり、県内でも能登半島地震の関連を含め多くの設計業務が発注されていることから、手持ちの業務の状況等もあり本業務の入札を敬遠したのではないかと推察している。また、予定価格に近い価格での入札については、解体工事はそれぞれの棟ごとに工事を発注するため、仮設の計画、解体の手順などにおいて3つの建物を関連付けて設計する必要があり、通常よりも手間が掛かることが影響したのではないかと推察している。

これまでの緑住宅の解体に係る案件について、指名業者は常に今回の10者で固定なのか、また、同じ事業者が落札しているといった偏りがないのかという点を教えてほしい。

まず、指名業者の選考に関しては、今回の10者以外にも参加要件を満たす事業者はいるため、業務の金額規模や内容などにより、施工可能な事業者を入れ替えながら行っている。なお、緑住宅の解体に係る過去の案件の状況などについては、調査したうえで次回の委員会にて報告させていただく。